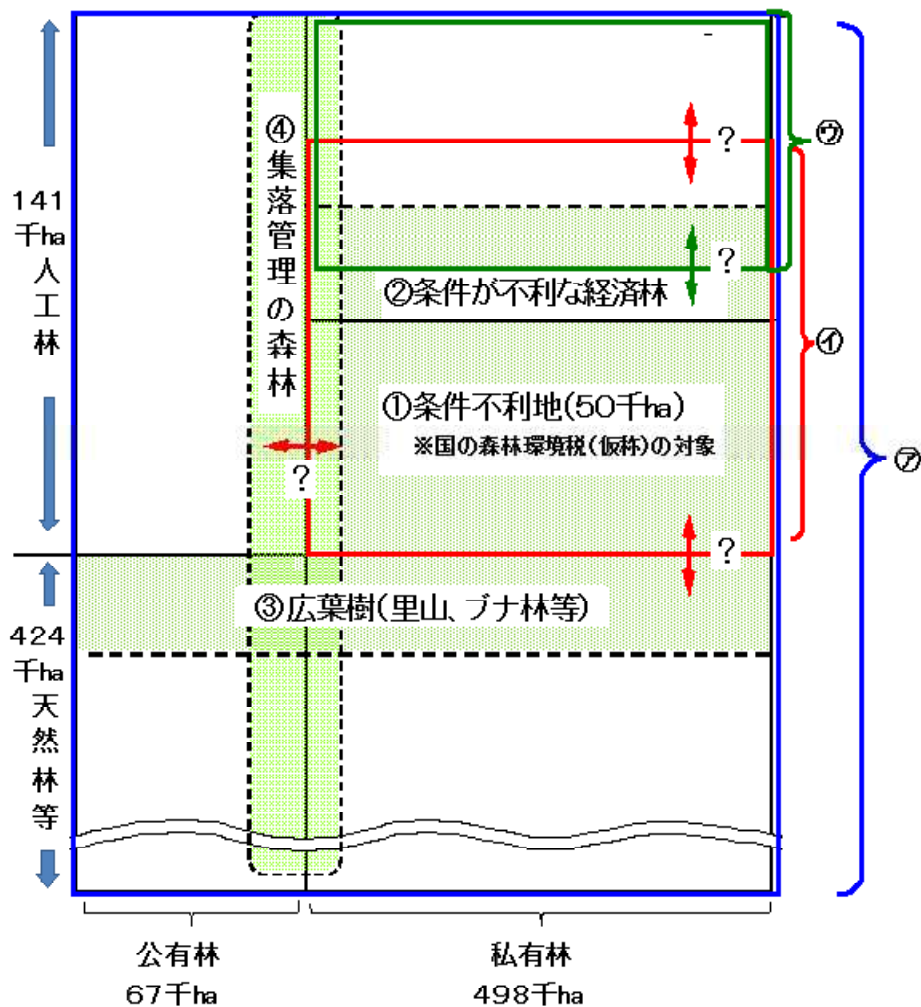


当委員会における概念図との関係（イメージ）

公的関与が必要な森林の区分（イメージ）



ア 地域森林計画の対象森林（565千ha）
・県が森林整備・保全に関する計画を策定

イ 経営管理権集積計画の対象森林
・森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、市町村に委託
・市町村が計画を策定
※左図では便宜的に私有人工林に限定・図示

ウ 森林経営計画の対象森林
・森林組合等が経営に関する計画を策定
※左図では便宜的に私有人工林に限定・図示
(実際は私有人工林以外（広葉樹、集落管理）も対象)

(H30.6月国説明会資料を基に県作成)